

執行機関の附属機関に関する条例(抄)

制 定 昭 和 28. 4. 1 条 例 35

(設 置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	(省 略)	(省 略)
	大阪市補償 審査委員会	公共用地の取得及び土地区画整理事業に伴う建物及び工 作物の移転及び除却に係る適正な損失補償の評定に関す る事務
	(省 略)	(省 略)
(省 略)	(省 略)	(省 略)

(委 任)

第 2 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(省 略)

附 則(平成 24 年 2 月 29 日条例第 14 号、平成 24 年 3 月 16 日施行、告示第 279 号)
この条例の施行期日は、市長が定める。